



## 特殊車両・過積載の取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所・長岡警察署による合同取締りを実施しました。

### 取締り実施結果

取締り日時：平成30年7月19日(木) 14:00～16:00

取締り場所及び結果

- ・国道8号 <sup>みやもと</sup>宮本除雪ステーション(長岡市<sup>みやもと</sup>宮本1丁目地先)  
取締り車両数：3台 うち違反指導を行った車両：1台  
＜違反指導を行った内訳＞  
道路法取締り
  - ・特殊車両通行許可書無し：1台  
※上記1台に対して警告書を発出しました。

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

### お問い合わせ先

#### 【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 <sup>もとの</sup>本野 <sup>つねお</sup>恒夫 [電話] 0258-36-4551 (内線431)

[FAX] 0258-36-4660

#### 【過積載に関することについて】

新潟県 長岡警察署 交通課 [電話] 0258-38-0110

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市<sup>なかざわ</sup>中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン  
携帯電話

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>

携帯版



スマホ版



# 【取締り実施状況】



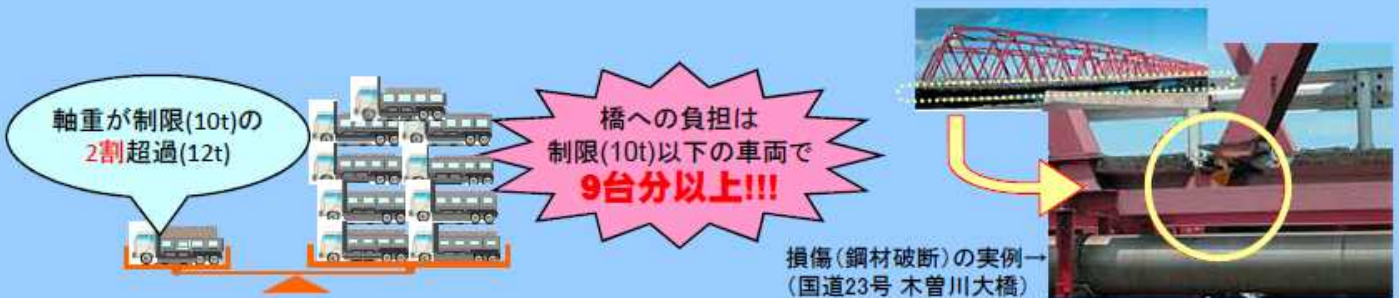
左:運転手に特殊車両通行許可書提示を求めています。



右:車両重量確認のため、重量計へ車両を誘導しています。

## 道路橋劣化の原因の9割は大型の重量違反車両

➤重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



➤下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。